

群馬県と一般財団法人トヨタ・モビリティ基金との
自転車交通事故削減に向けた
啓発活動に関する連携協定書

群馬県（以下「甲」という。）と一般財団法人トヨタ・モビリティ基金（以下「乙」という。）は、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、相互に緊密な連携と協力体制を構築し、交通事故に関するデータの効果的な活用及び啓発活動を実施するとともに、取組の有効性に関する継続的な検証を通じて、具体的かつ持続可能な対策の立案・推進を行い、2027年度末までに群馬県内の高校生による自転車交通事故の発生件数を現状の半数以下とすることを目指す。

（連携協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、自転車交通事故の削減に向け、以下に掲げる事項について、緊密な連携と協力による十分な検討の下に実施するものとし、これを「本実証」と称する。

- (1) 自転車交通事故削減に向けた啓発施策の実施に関すること。
- (2) 効果測定のためのデータ取得・整理に関すること。
- (3) その他、本連携に必要な対策に関すること。

2 乙は、甲に対し事前の通知をした場合、業務委託契約又はこれに類する契約を締結した第三者に、本実証を必要な範囲で委託をすることができる。

（公表）

第 3 条 本実証の存在及び内容に関する対外公表については、その時期、内容、公表方法等の詳細を含めて甲及び乙で都度協議の上、合意の上で行うものとする。

（法令の遵守）

第 4 条 甲及び乙は、本実証に当たっては、本協定の定めのほか、関係法規を遵守する。

（情報の管理）

第 5 条 甲及び乙は、本協定の運用に際して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令等（以下、「関係法令等」という。）に基づく場合を除き、本実証の実施に必要な範囲を超えて利用してはならない。

2 甲及び乙は、本実証の実施に際して知り得た個人情報の取り扱い方法について、関係法令等を遵守し、具体的な方法等については、甲及び乙で協議の上、決定する。

(協定締結者以外との協力)

第 6 条 甲は、乙がタテシナ会議自転車・二輪分科会参加の民間企業等と連携協力することを認めることを確認する。

2 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の民間業等と連携協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の見直し)

第 7 条 甲又は乙のいずれかから、本協議内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第 8 条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(責任制限)

第 9 条 甲及び乙は、他の当事者に対して、自己の責めに帰することができない事由に起因する損害につき、一切の責任を負わないものとする。

(費用の負担)

第 10 条 本実証のうち、甲が主体的に実施する施策に要する費用は甲が負担するものとする。

2 乙が主体的に実施する施策に要する費用については、乙が負担するものとする。

3 甲及び乙が共同で実施する施策の費用負担については、個別の協議により定める。

(著作権その他権利侵害)

第 11 条 乙は、知りうる限りにおいて、本協定に伴い作成される成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。

(成果物の帰属)

第 12 条 本実証の実施の過程で得られた成果物（本実証の実施の過程で新しく作成する冊子、動画、報告書等の成果物をいい、本実証の実施以前から存在していたものは含まないものとする。）に関する著作権その他の一切の権利は、次項に定めるものを除き、乙に帰属する。

2 前項にかかわらず、本実証の実施の過程で得られたデータのうち、甲が入力した交通事故等に関するデータは甲に帰属するものとし、甲は乙に対し、甲乙別途合意する範囲で、当該データが無償かつ無期限で利用することを許諾する。ただし、データの利用の都度甲に対し用途や公開範囲等を事前に通知すること。

3 本条第 1 項の成果物の定義については、必要に応じて、甲乙別途協議の上、合意によって変更することができるものとする。

(解除)

第 13 条 甲及び乙は、他の当事者が本協定に違反し、相当期間を定めた書面による催告後も当該違反が解消しない場合、本協定を解除することができる。

2 前項に基づく解除は、甲又は乙が他の当事者に対して損害賠償を請求することを妨げない。

(管轄裁判所)

第 14 条 本協定に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義の決定)

第 15 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

甲

群馬県前橋市大手町 1 丁目 1 番 1 号

群馬県知事 山本 一太

乙

東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 18 号

一般財団法人トヨタ・モビリティ基金
理事長代行 早川 茂